

改正

平成20年10月28日規則第31号

平成21年9月24日規則第17号

平成21年9月25日規則第18号

平成22年3月17日規則第7号

平成22年12月20日規則第32号

平成23年5月31日規則第8号

平成24年3月30日規則第11号

平成25年3月29日規則第24号

平成26年3月26日規則第7号

平成27年12月22日規則第41号

須賀川市地域生活支援事業実施規則

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 相談支援事業（第5条）

第3章 意思疎通支援事業（第6条—第14条）

第4章 日常生活用具給付等事業

第1節 日常生活用具給付事業（第15条—第28条）

第2節 住宅改修費等給付事業（第29条—第40条）

第3節 点字図書給付事業（第41条—第49条）

第5章 移動支援事業（第50条—第60条）

第6章 地域活動支援センター機能強化事業（第61条・第62条）

第7章 訪問入浴サービス事業（第63条—第69条）

第8章 更生訓練費給付事業（第70条—第75条）

第9章 日中一時支援事業（第76条—第80条）

第10章 奉仕員養成研修事業（第81条）

第11章 自動車運転免許取得・改造助成事業

第1節 自動車運転免許取得助成事業（第82条—第90条）

第2節 自動車改造助成事業（第91条—第99条）

第12章 成年後見制度利用支援事業（第100条・第101条）

第13章 雑則（第102条—第107条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、障がい者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。）及び障がい児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。）（以下「障がい者等」という。）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とし、法第77条に規定する地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日施行）の定めるところによる。

（事業内容）

第3条 市長は、地域生活支援事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- （1）相談支援事業
- （2）意思疎通支援事業
- （3）日常生活用具給付等事業
- （4）移動支援事業
- （5）地域活動支援センター機能強化事業
- （6）訪問入浴サービス事業
- （7）更生訓練費給付事業
- （8）日中一時支援事業
- （9）奉仕員養成研修事業
- （10）自動車運転免許取得・改造助成事業

(11) 成年後見制度利用支援事業

(事業の実施方法)

第4条 市長は、前条に掲げる事業を自ら実施するほか、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託し、又は補助することができるものとする。

第2章 相談支援事業

(事業の内容)

第5条 市長は、相談支援事業として障がい者等、障がい児の保護者、介護者又は成年後見人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行うものとする。

2 前項の事業を補完し、かつ、地域の障がい者福祉に関する関係機関の連携強化等を図るため、地域自立支援協議会を設置するものとする。

第3章 意思疎通支援事業

(事業の内容)

第6条 市長は、意思疎通支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意志疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に、手話通訳又は要訳筆記の方法により、聴覚障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行うものとする。

(定義)

第7条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障がい者等 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障がいを有するものをいう。
- (2) 手話通訳者等 聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意を有し、聴覚障がい者等に手話通訳等を行う者で第10条第2項の登録の決定を受けたものをいう。

(派遣対象者)

第8条 手話通訳者等の派遣を受けることができる者は、市内に居住地を有する聴覚障がい者等で、手話通訳者等がいなければ、健聴者との円滑な意思の疎通を図ることが困難なものとする。

(派遣事業等)

第9条 手話通訳者等の派遣は、聴覚障がい者等が外出の際に意思の疎通が円滑に行えないことにより社会生活上支障があると認められる場合に行うものとする。ただし、営業活動等の経済活動

に係る外出、通年及び長期にわたる外出並びに社会通念上適当でない外出を除くものとする。

2 手話通訳者等の派遣を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 手話通訳者等の派遣を行う区域は、須賀川市内とする。

4 前項の規定に関わらず、市長が必要と認めるときは、須賀川市外を区域として行うことができるものとする。この場合、一般社団法人福島県聴覚障害者協会に委託して行うものとする。

(手話通訳者等の登録)

第10条 手話通訳者等の登録を希望する者は、手話通訳者等登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、登録の可否を決定し、手話通訳者等登録決定・却下通知書（第2号様式）を、当該登録を希望する者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録することを決定したときは、手話通訳者等登録台帳（第3号様式）に登載するとともに、手話通訳者・要約筆記者登録証（第3号様式の2）を当該登録を決定した者に交付するものとする。

(派遣の申請等)

第11条 手話通訳者等の派遣を受けようとする聴覚障がい者等（以下この章において「申請者」という。）は、市長に対し口頭、電話、ファクシミリ等により派遣申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査のうえ手話通訳者等派遣受付簿（第4号様式）により手話通訳者等の派遣を決定し、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により手話通訳者等を派遣すると決定したときは、手話通訳等について、派遣する手話通訳者等に依頼するものとする。

(報告等)

第12条 派遣された手話通訳者等は、派遣された日の属する月の翌月10日までに、当該月分の手話通訳等活動報告書（第5号様式）により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた日の属する月の翌月末日までに、別に定めるところにより算出した報償金を手話通訳者等に支払うものとする。

(費用の負担)

第13条 手話通訳者等の派遣を利用した聴覚障がい者等の費用の負担は、無料とする。

(遵守事項)

第14条 手話通訳者等は、意思疎通支援事業において手話通訳等の活動を行うに当たっては、常に

聴覚障がい者等の人権を尊重し、誠意をもって活動するとともに、当該事業の活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第4章 日常生活用具給付等事業

第1節 日常生活用具給付事業

(事業の内容)

第15条 市長は、日常生活用具給付事業として、障がい者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）の給付又は貸与（以下「給付等」という。）を行うものとする。

(事業の対象者)

第16条 用具の給付等の対象者は、市内に居住地を有する障がい者等で、別表第1の給付対象者欄に掲げる障がい及び等級に該当する者とする。ただし、次の各号のいずれかに入所、入院又は入居（以下「入所等」という。）をしている障がい者等については、その者が当該入所等の前に住所を有した市町村（継続して2以上の入所等をしている障がい者等にあつては、最初の入所等の前に住所を有した市町村）にこれを含めるものとし、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、給付等の対象となる用具の貸与を受けることができる者は除くものとする。

- (1) 病院又は診療所への入院
- (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設への入所（同法第27条第1項第3号又は同法第27条の2の規定による入所措置が取られた場合に限る。）
- (3) 法第5条第12項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4又は第20条の5に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所（同法第11条第1項第1号又は第2号の規定による入所措置が取られた場合に限る。）
- (6) 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設への入所又は同条第24項に規定する介護保険施設への入所
- (7) 法第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居への入居

(用具の品目及び給付等)

第17条 給付等の対象となる用具の品目は、別表第1の品目欄に掲げるものとする。

2 既に給付等を受けている用具と同一の用具の再交付については、当該用具の給付等の日から別表第1の耐用年数欄に規定する期間を経過していない場合は行わないものとする。ただし、当該期間を経過する以前に用具の修理が不能となり、用具の使用が困難となった場合はこの限りでない。

3 前項の期間を経過した後においても用具の修理が可能な場合は、修理を優先するものとする。ただし、用具を再交付した方が既に交付した用具の修理より経済的であると認められる場合又は用具の操作機能の改善から新たな用具の交付により障がい者等が用具を使用する上で効用が明らかに向上すると認められる場合は、用具の給付等を行うことができるものとする。

4 用具の貸与の対象者は、前条に規定する者であつて、所得税非課税世帯に属するものとする。
(申請)

第18条 用具の給付等を受けようとする障がい者等（以下この節において「申請者」という。）は、日常生活用具給付（貸与）申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。
(調査)

第19条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な調査を行い、日常生活用具給付（貸与）調査書（第7号様式）を作成しなければならない。
(決定)

第20条 市長は、前条に規定する調査により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付等決定通知書（第8号様式）により、却下したときは、日常生活用具給付等却下通知書（第9号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。
(用具の給付)

第21条 市長は、前条の規定により用具の給付を決定したときは、日常生活用具等給付券（第10号様式。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

2 前条により用具の給付の決定を受けた者（以下この節において「給付決定者」という。）は、当該用具の製作又は販売を業とする者（以下この節において「業者」という。）に給付券を提出してその給付を受けるものとする。
(用具の貸与)

第22条 第20条の規定により用具の貸与の決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）は、市長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日から、その日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに市長が前項の貸借の契約を継続しない旨の意思表示を行わないときは、

1 年間その契約期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときも同様とする。

(費用の負担)

第23条 給付決定者又はこの者を扶養する者（以下この節において「納入義務者」という。）は、当該用具の給付に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下この節において「自己負担額」という。）は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。

(業者への支払い)

第24条 市長は、業者からの用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った自己負担額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表第1の基準額の欄に定める額の範囲内とする。

(譲渡等の禁止)

第25条 給付決定者及び貸与決定者は、当該用具の給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第26条 市長は、給付決定者又は貸与決定者が、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けたとき又は前条の規定に反したときは、当該給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させ、又は貸与した用具を返還させることができるものとする。

(排泄管理支援用具の特例)

第27条 市長は、次に掲げるところにより、排泄管理支援用具の給付を行うものとする。

- (1) 給付券は、暦月を単位として2か月ごとに1枚とする。
- (2) 別表第1に掲げる基準額（月額）の範囲内で、1か月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍の額（2か月分）を給付券1枚に記載する。
- (3) 申請1回につき給付券を3枚（半年分）まで一括して交付する。
- (4) 第23条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について1枚ごとに行う。

(台帳の整理)

第28条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため日常生活用具給付台帳（第11号様式）を整備するものとする。

第2節 住宅改修費等給付事業

(事業の内容)

第29条 市長は、住宅改修費等給付事業として、日常生活を営むのに著しく支障がある在宅の障がい者等が段差解消など住環境の改善を行う場合、障がい者等に対し、住宅改修工事費及び居宅生活動作補助用具の購入費（以下「住宅改修費等」という。）を給付するものとする。

2 住宅改修費等の給付は、原則として対象となる障がい者等1人につき1回を限度とする。ただし、住宅の移転、障がい程度の進行等により市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(事業の対象者)

第30条 住宅改修費等給付事業の対象者は、市内に居住地を有する障がい者等で、別表第1の給付対象者欄に掲げる障がい及び等級に該当する者とする。ただし、介護保険法の規定により、給付の対象となる住宅改修費の支給を受けることができるものは除くものとする。

(住宅改修費等の範囲)

第31条 住宅改修費等の対象となる範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他全各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修で市長が必要と認めるもの

(住宅改修費等の給付要件)

第32条 住宅改修費等の給付は、障がい者等が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）とし、かつ、身体の状態、住宅の状態等を勘案して市長が必要と認める場合に行うものとする。

(申請)

第33条 住宅改修費等の給付を受けようとする障がい者等（以下この節において「申請者」という。）は、住宅改修費等給付申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

(調査)

第34条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、住宅改修等給付調査書（第13号様式）を作成しなければならない。

(決定)

第35条 市長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付等決定通知

書により、却下したときは、日常生活用具給付等却下通知書により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(給付)

第36条 市長は、住宅改修費等の給付を決定したときは、給付券を申請者に交付するものとする。

2 前条の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた者（以下この節において「給付決定者」という。）は、住宅改修業者又は居宅生活動作補助用具の製作若しくは販売を業とする者（以下この節において「業者」という。）に給付券を提出してその給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第37条 給付決定者又はこの者を扶養する者（以下この節において「納入義務者」という。）は、当該住宅改修費等の給付に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下この節において「自己負担額」という。）は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。

(業者への支払い)

第38条 市長は、業者からの住宅改修費等の給付に係る費用の請求があったときは、当該住宅改修費等の給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った自己負担額を控除した額を支払うものとする。この場合において、市が給付する住宅改修費等の額は20万円を限度とする。

(費用の返還)

第39条 市長は、給付決定者が虚偽その他不正な手段により住宅改修費等の給付を受けたときは、当該給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第40条 市長は、住宅改修費等の給付状況を明確にするため、住宅改修費等給付台帳（第14号様式）を整備するものとする。

第3節 点字図書給付事業

(事業の内容)

第41条 市長は、点字図書給付事業として、視覚障がい者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者をいう。以下同じ。）に対し、点字図書（月刊や週刊で発行される雑誌類を除く。）を給付するものとする。

2 点字図書の給付は、1人につき年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、点字辞書等一括して購入する必要がある場合は、この限りでない。

(事業の対象者)

第42条 点字図書給付事業の対象者は、市内に居住地を有する視覚障がい者で、情報の入手を点字により行っている者とする。

(申請)

第43条 点字図書の給付を受けようとする視覚障がい者（以下この節において「申請者」という。）は、点字図書給付申請書（第15号様式）に点字出版施設（身体障害者福祉法第34条に規定する視覚障がい者情報提供施設のうち点字刊行物の出版に係る事業を主として行うもの）が発行する点字図書発行証明書（第16号様式。以下「証明書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第44条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、証明書に押印し、申請者に交付するものとする。

(給付の方法)

第45条 前条の規定により証明書の交付を受けた者（以下この節において「給付決定者」という。）は、証明書に自己負担金を添えて点字出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。

(自己負担金)

第46条 前条の自己負担金は、点字に翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。

(費用の請求)

第47条 点字出版施設は、点字図書の価格から自己負担金を控除した額を市長に請求するものとする。

(返還)

第48条 市長は、給付決定者が虚偽その他不正な手段により点字図書の給付を受けたと認めたときは、点字図書の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第49条 市長は、点字図書の給付状況を明確にするため、点字図書給付台帳（第17号様式）を整備するものとする。

第5章 移動支援事業

(事業の内容)

第50条 市長は、移動支援事業として、屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための

支援を行うものとする。

（事業の対象者）

第51条 移動支援事業の対象者は、市内に居住地を有する障がい者等であつて、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加に必要な外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通所又は通学を除く通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除くものとし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）に移動の支援の必要があると市長が認めた者とする。ただし、法第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居への入居をしている障がい者等にあつては、その者が当該入居の前に住所を有した市町村（継続して2以上の入居をしている障がい者等にあつては、最初の入居の前に住所を有した市町村）にこれを含めるものとする。

2 法第5条第4項に規定する同行援護及び同条第5項に規定する行動援護を利用する者は事業の対象者から除くものとし、同条に規定する障害福祉サービスのうち通院を目的としたサービスを利用する者は、通院手段として移動支援事業を利用することはできないものとする。

（申請）

第52条 移動支援事業を利用しようとする障がい者等又はその保護者（以下この章において「申請者」という。）は、地域生活支援給付費支給申請書（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定）

第53条 市長は、前条に規定する申請が提出されたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、申請者に対し地域生活支援給付費支給決定通知書（第19号様式）又は却下決定通知書（第20号様式）により当該申請者に結果を通知するものとする。この場合において、支給することを決定するときは、市長は、12か月を超えない範囲で、月を単位として支給する量を定めて決定（以下「支給決定」という。）するものとする。

2 市長は、支給決定を行ったときは、申請者に対し、支給する量その他必要事項を記載した地域生活支援サービス受給者証（第21号様式。以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

（地域生活支援給付費）

第54条 市長は、支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）が、移動支援事業に係るサービス（以下「移動支援サービス」という。）を提供する事業所として須賀川市に登録している事業所（以下「地域生活支援サービス事業所」という。）から移動支援サービスを受けた場合は、当該移動支援サービスに要した費用について地域生活支援給付費を支給する。

2 地域生活支援給付費の額は、別表第2に定める基準により算出した費用の額（その額が現に当該移動支援サービスに要した費用を超えるときは、当該現に移動支援サービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。

3 市長は、受給者が移動支援サービスを利用した場合において、当該受給者が当該移動支援サービスを提供した地域生活支援サービス事業所に支払うべき当該地域生活支援給付費に係る費用に充てるため、市が受給者に対して支払うべき当該地域生活支援給付費の受領等の権限を当該地域生活支援サービス事業所に委任したときは、市長が地域生活支援給付費として当該受給者に支払うべき額の限度において、当該受給者に代わり、当該地域生活支援サービス事業所に支払うことができる。

（支給決定の変更）

第55条 受給者又はその保護者（以下「受給者等」という。）は、現に受けている支給決定に係る支給量等を変更する必要があるときは、地域生活支援給付費支給変更申請書（第22号様式）により当該支給決定の変更を申請することができる。

2 市長は、当該受給者につき必要があると認める場合は、前項の申請又は職権により支給決定の変更を行うことができる。この場合において、市長は、当該決定に係る受給者等に対し地域生活支援給付費支給変更決定通知書（第23号様式）により通知するとともに、受給者証の提出を求めるものとする。

（支給決定の取消し）

第56条 市長は、次に掲げる場合は、当該支給を取り消すことができる。

- （1） 当該受給者が移動支援サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。
- （2） 当該受給者が、支給決定の有効期間内に市外に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- （3） その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により支給決定の取消しを行った場合は、当該受給者等に対し取消通知書（第24号様式）により通知するとともに、当該受給者等に受給者証及びその返還届（第25号様式）の提出を求めるものとする。

（変更の届出）

第57条 受給者等は、支給決定の期間内において、当該受給者の氏名、居住地等の変更が生じたときは、速やかに記載事項変更届（第26号様式）に当該受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

（受給者証の再交付）

第58条 受給者は、受給者証を破損し、汚損し、又は紛失した場合は、受給者証再交付申請書（第27号様式）を市長に提出し、再交付を求めるものとする。この場合において、受給者証を破損し、又は汚損したことにより申請を行うにあたっては、受給者証再交付申請書にその受給者証を添えなければならない。

2 受給者証の紛失により再交付を受けた受給者は、紛失した受給者証を発見したときは、速やかにこれを市に返還しなければならない。

（地域生活支援サービス事業所）

第59条 第54条第1項の地域生活支援サービス事業所として登録を希望する事業所は、地域生活支援サービス事業所登録届（第28号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 登録済みの地域生活支援サービス事業所において、既に登録してある内容に変更が生じた場合は、変更があった日の翌日から起算して10日以内に地域生活支援サービス事業所登録事項変更届（第29号様式）に必要書類を添えて届け出なければならない。

3 登録済みの地域生活支援サービス事業所が地域生活支援サービス事業所としての登録を廃止し、又は休止しようとするときは、地域生活支援サービス事業所登録廃止・休止届（第30号様式）により届け出なければならない。

（地域生活支援給付費の請求）

第60条 前条に規定する地域生活支援サービス事業所が、地域生活支援給付費を請求する場合は、地域生活支援給付費請求書（第31号様式）及び地域生活支援給付費明細書（第32号様式）に移動支援事業実績記録票（第33号様式）を添えて市長に請求するものとする。

2 地域生活支援サービス事業所は、受給者が負担する費用について、当該受給者が利用する地域生活支援サービス事業所の相互連携の下、地域生活支援事業利用者負担額管理票（第34号様式）を用いて整理するとともに、受給者が負担する費用が、受給者証に記載されている利用者負担上限月額を超えないよう管理するものとする。

第6章 地域活動支援センター機能強化事業

（事業の内容）

第61条 市長は、地域活動支援センター機能強化事業として、障がい者等の地域の実情に応じ、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するものとする。

（事業実施の方法）

第62条 事業の実施にあたり必要な事項は別に定める。

第7章 訪問入浴サービス事業

(事業の内容)

第63条 市長は、身体障がい者の生活を支援するため、訪問入浴サービス事業として訪問により居宅において入浴サービスの提供を行うものとする。

(事業の対象者)

第64条 訪問入浴サービス事業の対象者は、市内に居住地を有する身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者及び児童福祉法第4条第2項に規定する身体に障がいのある児童のうち居宅において仰臥し、自力で入浴することが困難な65歳未満の障がい者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができる者は、この限りでない。

- (1) 医師が入浴可能と認めた者
- (2) その他市長が必要と認めた者

(訪問入浴サービスの内容)

第65条 訪問入浴サービスの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 入浴及び入浴に伴う清拭、洗髪等
- (2) 血圧、脈拍、体温等の測定による健康管理
- (3) 健康相談、助言指導その他必要な処置

2 入浴の回数は週2回を限度とする。

(申請)

第66条 訪問入浴サービスの提供を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、訪問入浴サービス給付費支給申請書（第35号様式）に医師の証明した診断書（第36号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(決定)

第67条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、訪問入浴サービス給付費支給決定（却下）通知書（第37号様式）により申請者に通知するものとする。

(訪問入浴サービス給付費)

第68条 市長は、支給決定の通知を受けた者（以下この章において「受給者」という。）が訪問入浴サービスを提供する事業所として須賀川市に登録している事業所（以下「訪問入浴サービス事業所」という。）から訪問入浴サービスを受けた場合は、当該訪問入浴サービスに要した費用について訪問入浴サービス給付費を支給する。

2 訪問入浴サービス給付費の額は、別表第2に定める訪問入浴サービスに要した費用の100分の90に相当する額とする。

3 市長は、受給者が訪問入浴サービスを利用した場合において、当該受給者が当該訪問入浴サービスを提供した訪問入浴サービス事業所に支払うべき当該訪問入浴サービスに係る費用に充てるため、市が受給者に対して支払うべき訪問入浴サービス給付費の受領等の権限を当該訪問入浴サービス事業所に委託したときは、市長が訪問入浴サービス給付費として当該受給者に支払うべき額の限度において、当該受給者に代わり、当該訪問入浴サービス事業所に支払うことができる。

(訪問入浴サービス事業所)

第68条の2 前条に規定する訪問入浴サービス事業所として登録を希望する事業所は、第59条の規定を準用し、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、「地域生活支援」とあるのは「訪問入浴」と読み替える。

(訪問入浴サービス給付費の請求)

第68条の3 前2条に規定する訪問入浴サービス事業所が、訪問入浴サービス給付費を請求する場合は、訪問入浴サービス給付費請求書(第38号様式)に訪問入浴サービス給付費明細書(第39号様式)及び訪問入浴サービス事業実績記録票(第40号様式)を添えて市長に請求するものとする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、訪問入浴サービス事業所に対し、必要に応じ業務の実施状況について報告を求めることができるものとする。

(停止又は取消し)

第69条 市長は、支給決定を受けた者(以下この章において「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、入浴を停止し、又は訪問入浴サービスの提供を取り消すことができる。

- (1) 第64条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 入浴により心身に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 事業実施上支障のある行為があったとき。
- (4) 死亡し、市外に転出し、病院に入院し、又は障害者支援施設等に入所したとき。
- (5) 受給者が伝染性の疾患を有し、他の受給者に伝染させるおそれがあるとき。
- (6) その他訪問入浴サービスの提供の必要がなくなったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により入浴を停止し、又はサービスの提供を取り消した場合は、訪問入浴サービス事業給付費支給停止・取消通知書(第41号様式)により受給者に通知するものとする。

第8章 更生訓練費給付事業

(事業の内容)

第70条 市長は、更生訓練費給付事業として、法第5条に規定する障害福祉サービスのうち就労移行支援又は自立訓練を利用している者に更生訓練費を支給するものとする。

(事業の対象者)

第71条 更生訓練費給付事業の対象者は、法第19条第1項に規定する本市が支給決定を行った障がい者等のうち就労移行支援若しくは自立訓練を利用している者又は身体障害者福祉法第18条第1項の規定により施設に入所の措置若しくは入所の委託をされて更生訓練を受けている障がい者等とする。ただし、法に基づく利用者負担の生じない者に限る。

(支給額)

第72条 更生訓練費の支給額は、訓練の内容等を勘案して必要と認めた経費及び通所のための経費を合算した額のうち市長が適当と認めた額とする。

(申請)

第73条 更生訓練費給付事業を利用しようとする障がい者等（以下この章において「申請者」という。）は、更生訓練費支給申請書（第42号様式）を市長に提出するものとする。

(決定)

第74条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、更生訓練費支給決定（却下）通知書（第43号様式）により申請者に通知するものとする。

(代理受領等)

第75条 前条の規定により支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、更生訓練費に係る支給の申請手続き及びその受領等を、更生訓練を行う施設の長（以下「施設長」という。）に委任することができるものとする。この場合において、施設長は支給決定者から支給の申請手続き及び受領等に関する委任状を徴収しなければならない。

2 前項の規定による申請手続きは、更生訓練費支給申請書（施設用）（第44号様式）により行うものとする。

第9章 日中一時支援事業

(事業の内容)

第76条 市長は、日中一時支援事業として、障がい者等の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るものとする。

(事業の対象者)

第77条 日中一時支援事業の対象者は、市内に居住地を有する障がい者等とする。

(申請等)

第78条 日中一時支援事業の利用にあたっては、第50条から第58条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「移動支援」とあるのは「日中一時支援」と読み替えるものとする。

(請求)

第79条 日中一時支援事業に係る請求については、第60条の規定を準用する。この場合において、「移動支援事業実績記録票（第33号様式）」とあるのは「日中一時支援事業実績記録票（第45号様式）」と読み替えるものとする。

(事業所の実施要件)

第80条 日中一時支援事業の実施に伴う地域生活支援サービス事業所の職員の要件、職員の配置等については、市長が別に定める。

第10章 奉仕員養成研修事業

(事業の内容)

第81条 市長は、奉仕員養成研修事業として、聴覚障がい者等との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員又は要訳筆記に必要な技術等を習得した要訳筆記奉仕員の養成研修を行う。

2 前項に規定する養成研修の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

第11章 自動車運転免許取得・改造助成事業

第1節 自動車運転免許取得助成事業

(事業の内容)

第82条 市長は、障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため、障がい者に対して自動車運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条の規定による公安委員会の運転免許（仮免許を除く。）をいう。以下この章において「免許証」という。）の取得に要する費用（以下この章において「取得費」という。）の一部を助成する。

(事業の対象者)

第83条 自動車運転免許取得助成事業の対象者は、市内に居住地を有する身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた下肢機能障がい者（体幹機能障がいにより歩行困難な者を含む。）及び聴覚障がい者で、道路交通法第96条に規定する運転免許試験の受験資格を有し、かつ、就労等社会活動への参加のため免許を取得しようとする者とする。

(助成金の額)

第84条 免許証の取得費に係る助成金（以下「運転免許助成金」という。）の額は、免許取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許申請料その他市長が必要と認める経費をいう。）の3分の2以内とし、10万円を限度とする。

（申請）

第85条 免許取得助成金の支給を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、自動車学校に入校する前に障がい者自動車運転免許取得費助成申請書（第46号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 運転免許の取得費に関する内訳書
- （2） 身体障害者手帳の写し
- （3） その他市長が必要と認める書類

（決定）

第86条 市長は、申請内容を審査し、支給の可否を決定し、申請者に対し障がい者自動車運転免許取得費助成決定（却下）通知書（第47号様式）により通知するものとする。

（変更及び取下げ）

第87条 前条の規定により免許取得助成金の支給決定の通知を受けた者（以下この節において「助成決定者」という。）が申請の内容を変更し、又は取下げをする場合は、障がい者自動車運転免許取得費助成変更（取下）届出書（第48号様式）により市長に届け出るものとする。

（請求）

第88条 助成決定者は、免許の取得後速やかに障がい者自動車運転免許取得費助成事業実績報告書（第49号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 取得した免許証の写し
- （2） 免許の取得に直接要した費用の額が明らかとなる領収書
- （3） 障がい者自動車運転免許取得費助成金請求書（第50号様式）
- （4） その他市長が必要と認める書類

（支給）

第89条 市長は、前条に規定する実績報告書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに運転免許助成金を支給するものとする。

（返還）

第90条 市長は、助成決定者が、虚偽その他不正な手段により運転免許助成金の支給を受けたと認めたときは、運転免許助成金の全部又は一部を返還させることができる。

第2節 自動車改造助成事業

(事業の内容)

第91条 市長は、障がい者が自立した生活を営み、社会活動への参加又は就労に伴い、自らが所有して運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費（以下「改造費」という。）の一部を助成する。

(事業の対象者)

第92条 自動車改造助成事業の対象者は、市内に居住地を有する者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が上肢機能、下肢機能若しくは体幹機能の障がい度1級又は2級の者
- (2) 免許証を有する者
- (3) 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を利用するうえで、当該自動車の操向装置（ハンドルをいう。）、駆動装置（アクセル及びブレーキをいう。）等の一部を改造する必要がある者
- (4) 自動車の改造費に係る助成金（以下「改造助成金」という。）の支給を行う月において、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づいて支給する特別障害者手当が、同法第26条の5で準用する同法第20条の規定により支給の制限を受けない者

(助成金の額)

第93条 改造助成金の額は、操向装置、駆動装置等の改造に要する経費（当該装置があらかじめ装備された自動車を購入する場合にあつては、同型式の通常車両の本体価格との差額を改造に要する経費とみなす。）で、1車両につき10万円を限度とする。この場合において、改造助成金の支給は1回限りとする。

(申請)

第94条 改造助成金の支給を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、自動車の改造前又は購入前に身体障がい者用自動車改造費助成申請書（第51号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 免許証の写し
- (3) 前年分の所得証明書（市外転入者のみ）
- (4) 見積書（自動車の改造箇所及び改造経費を明らかにしたもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

(決定)

第95条 市長は、申請内容を審査し、支給の可否を決定し、申請者に対し身体障がい者用自動車改造費助成決定（却下）通知書（第52号様式）により通知するものとする。

(変更及び取下げ)

第96条 前条の規定により改造助成金の支給決定の通知を受けた者（以下この節において「助成決定者」という。）が申請の内容を変更し、又は取下げをする場合は身体障がい者用自動車改造費助成変更（取下）届出書（第53号様式）により市長に届け出るものとする。

(請求)

第97条 助成決定者は、自動車の改造が完了後、速やかに身体障がい者用自動車改造費助成事業実績報告書（第54号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車改造に要した費用の額が明らかとなる領収書
- (2) 身体障がい者用自動車改造費助成金請求書（第55号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(支給)

第98条 市長は、前条に規定する実績報告書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに改造助成金を支給するものとする。

(返還)

第99条 市長は、助成決定者が、虚偽その他不正な手段により改造助成金の支給を受けたと認めたときは、改造助成金の全部又は一部を返還させることができる。

第12章 成年後見制度利用支援事業

(事業の内容)

第100条 市長は、成年後見制度の利用に要する費用のうち、法施行規則第65条の10の2に定める費用（成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を助成する。

(事業実施の方法)

第101条 事業の実施にあたり、必要な事項は別に定める。

第13章 雑則

(地域生活支援給付費の額の特例)

第102条 第54条第1項及び第78条に規定する受給者が、同一の月に受けた移動支援サービス又は日

中一時支援サービスに要した費用の額の合計額から第54条第2項の規定により算出された当該同一の月における地域生活支援給付費の額を控除した額が、別表第3に規定する額を超えるときは、同項の規定により算出した額に90分の100を乗じて得た額から別表第3に規定する額を控除した額を地域生活支援給付費とする。

(支給の増額)

第103条 市長は、災害その他の特別な理由があると認めるときは、第3条に掲げる事業のうち次に掲げる事業については、第84条及び第93条の規定にかかわらず増額して支給することができるものとする。

- (1) 更生訓練費給付事業
- (2) 自動車免許取得助成事業
- (3) 自動車改造助成事業

2 前項の規定により助成金等を増額して支給を受けようとする者は、地域生活支援事業助成金等増額支給申請書（第56号様式）を市長に提出するものとする。

(支給の増額の決定)

第104条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、増額支給の可否を決定し、地域生活支援事業助成金等増額支給決定（却下）通知書（第57号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(費用負担の減免)

第105条 市長は、災害その他の特別な理由があると認めるときは、第3条に掲げる事業のうち次に掲げる事業については、第23条第2項、第37条第2項、第54条第2項、第68条第2項及び第78条の規定にかかわらず、その費用負担を減額又は免除することができる。

- (1) 日常生活用具給付事業
- (2) 住宅改修費等給付事業
- (3) 移動支援事業
- (4) 訪問入浴サービス事業
- (5) 日中一時支援事業

2 前項の規定による支給を受けようとする者は、地域生活支援事業利用者負担減免申請書（第58号様式）を市長に提出するものとする。

(費用負担の減免の決定)

第106条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、費用負担の減免の可否

を決定し、地域生活支援事業利用者負担減免決定（却下）通知書（第59号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補則）

第107条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年10月28日規則第31号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年9月24日規則第17号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年9月25日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成22年3月17日規則第7号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月20日規則第32号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日規則第8号）

この規則は、平成23年6月1日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成24年3月30日規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第24号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日規則第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月22日規則第41号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表第 1（第16条、第17条、第24条、第27条、第29条、第30条関係）

品目		区分	給付対象者	性能	耐用 年数	基準額 (円)
介 護・訓 練 支 援 用 具	特殊寝台	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい者（等級2級以上）又は難病患者等（寝たきりの状態にある者）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年	154,000
	特殊マット	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい者（等級1級かつ常時介護を要する者）又は難病患者等（寝たきりの状態にある者）	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5 年	19,600
	特殊尿器	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい者（等級1級かつ常時介護を要する者）又は難病患者等（自力では排尿できない者）	尿が自動的に吸引されるもので障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年	67,000
	入浴担架	給付	下肢機能又は体幹機能障がい者（等級2級以上かつ入浴時に介助を要する者）	障がい者を担架に乗せ、たままリフト装置により入浴できるもの	5 年	82,400
	体位変換器	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい者（等級2級以上かつ下着等	介護者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年	15,000

			交換時に介助を要する者)又は難病患者等(寝たきりの状態にある者)			
	移動用リフト	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい者(等級2級以上)又は難病患者等(下肢機能若しくは体幹機能に障がいのある者)	介護者が重度身体障がい者等を移動させるにあたり、容易に使用し得るもの ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
	訓練いす	給付	下肢機能又は体幹機能障がい児(等級2級以上)	原則として付属のテーブルを付けたもの	5年	33,100
	訓練用ベッド	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい児(等級2級以上)又は難病患者等(下肢機能若しくは体幹機能に障がいのある者)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
自立生活支援用具	入浴補助用具	給付	下肢機能若しくは体幹機能障がい者(入浴に介助を要する者)又は難病患者等(入浴に介助を要する者)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助し、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
	便器	給付	下肢機能若しくは体	障がい者等が容易に使	8年	4,450

			幹機能障がい者(等級2級以上)又は難病患者等(常時介護を要する者)	用し得るものただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。		手すり付 5,400
	頭部保護帽	給付	平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能障がい者	転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	3年	36,750
	T字状・棒状のつえ	給付	平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能障がい者	T字状・棒状のつえで歩行を補助できるもの(補装具を除く。)	3年	3,000
	移動・移乗支援用具	給付	平衡機能、下肢機能若しくは体幹機能障がい者(家庭内の移動等において介助を要する者)又は難病患者等(下肢が不自由な者)	概して次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
	特殊便器	給付	上肢機能障がい者(等級2級以上)又は難病患者等(上肢機能に障がいのある者)	足踏みペダルにより温水温風を出し得るものただし、取り換えにあたり住宅改修を伴うもの	8年	151,200

				を除く。		
火災警報器	給付	障がい等級２級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知するもので、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの(１世帯につき２台まで)	８年	15,500	
自動消火器	給付	障がい等級２級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯)又は難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病等対象者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	８年	28,700	
電磁調理器	給付	視覚障がい者(等級２級以上かつ盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	６年	41,000	
歩行時間延長信号機用小型送信機	給付	視覚障がい者(等級２級以上)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	7,000	
聴覚障がい者用屋内信号装置	給付	聴覚障がい者(等級２級以上かつ聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるものの	10年	87,400	

在宅療養等支援用具	透析液加温器	給付	腎臓機能が悪い者(等級3級以上かつ自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者)	透析液を加温し、一定温度に保つ機能を有するもの	5年	51,500
	ネブライザー(吸入器)	給付	呼吸器機能が悪い者(等級3級以上)若しくは同程度の身体障がい者で、必要と認められる者又は難病患者等(呼吸器機能に障がいのある者)	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000
	電気式たん吸引器	給付	呼吸器機能が悪い者(等級3級以上)若しくは同程度の身体障がい者で、必要と認められる者又は難病患者等(呼吸器機能に障がいのある者)	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	給付	呼吸器機能が悪い者(等級3級以上かつ医療保険における在宅酸素療法を行う者若しくは人工呼吸器の装置が必要な者)又は難病患者等(人工呼吸器の装着が必要な者)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500
	酸素ボンベ運搬	給付	医療保険における在	障がい者が容易に使用	10年	17,000

	車		在宅酸素療法を行う者	し得るもの		
	盲人用体温計 (音声式)	給付	視覚障がい者(等級2級以上かつ盲人のみ の世帯又はこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に 使用し得るもの	5年	9,000
	盲人用血圧計 (音声式)	給付	視覚障がい者(等級2級以上かつ盲人のみ の世帯又はこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に 使用し得るもの	5年	15,000
	盲人用体重計	給付	視覚障がい者(等級2級以上かつ盲人のみ の世帯又はこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に 使用し得るもの	5年	18,000
情報・意思 疎通支 援用具	携帯用会話補助 装置	給付	音声機能、言語機能障 がい者又は肢体不自 由であって、発声・発 語に著しい障がいの ある者	携帯式でことばを音声 又は文章に変換する機 能を有し、障がい者が容 易に使用し得るもの	5年	98,800
	情報通信支援用 具	給付	上肢機能若しくは上 肢複合障がい者(等級 2級以上かつ文字を 書くことが困難な者) 又は視覚障がい者(等 級2級以上の者)	障がい者向けパーソナ ルコンピュータの周辺 機器やアプリケーションソフト	6年	100,000
	点字ディスプレ イ	給付	視覚及び聴覚障がい の重度重複障がい者 (視覚及び聴覚障が い等級2級以上の者)	文字等のコンピュータ の画面情報を点字等に より示すことができる もの	6年	383,500
	点字器	給付	視覚障がい者	標準型A 32マス18行	7年	10,400

				両面書 真鍮板製		
				標準型B 32マス18行		
				両面書 プラスチック製	7年	6,600
				携帯用A 32マス4行 片両 アルミニウム製	5年	7,200
				携帯用B 32マス12行 プラスチック製	5年	1,650
	点字タイプライター	給付	視覚障がい者(等級2級以上かつ就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	63,100
	視覚障がい者用 ポータブルレコーダー	給付	視覚障がい者(等級2級以上の者)	概ね次のような性能を有するものであること。 1 音声等により操作ボタンが認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	再生機能のみ 35,000
				2 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可	6年	録音再生機能 85,000

				能な製品であって、視 覚障がい者が容易に 使用し得るもの		
視覚障がい者用 活字読上げ装置	給付			文字情報と同一紙面上	6 年	99,800
	貸与		視覚障がい者(等級2 級以上の者)	に記載された当該文字 情報を暗号化した情報 (S Pコード)を読み取 り、音声信号に変換して 出力する機能を有する もので、視覚障がい者が 容易に使用し得るもの	—	—
	給付			画像入力装置を対象物	8 年	198,000
	貸与		視覚障がい者(本装置 により文字等を読む ことが可能になる者)	(印刷物等)の上に置く ことで簡単に拡大され た画像(文字等)をモニ ターに映し出せるもの	—	—
	給付		視覚障がい者(等級2 級以上の者)	地上デジタル放送を音 声受信する機能を有し、 視覚障がい者が容易に 使用し得るもの	6 年	29,000円
	給付		視覚障がい者(等級2 級以上。音声式時計の 給付は、手指の触覚に 障がいがある等のた め、触読式時計の使用 が困難な者)	視覚障がい者が容易に 使用し得るもの	10年 10年	音声式 13,300 触読式 10,300
聴覚障がい者用 通信装置	給付		聴覚障がい者又は発 声・発語に著しい障害 のある者で、コミュニ	一般の電話に接続する ことができ、音声の代わ りに文字等により通信	5 年	71,000

			ケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの（ファクシミリ）		
	聴覚障がい者用 情報受信装置	給付	聴覚障がい者（本装置によりテレビの視聴が可能となる者）	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	88,900
	人工喉頭	給付	音声機能、言語機能障がい者（無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者）	利用することにより音声の発生が可能となるもの	5年	電動式 70,100
					4年	笛式 5,000
	点字図書	給付	視覚障がい者（主に点字により情報を入手する者）	点字により作成された図書		点字図書と — 墨字図書の 差額
排泄 管 理 支 援 用具	ストマ用装具 （蓄便袋）	給付	直腸機能障がいがあり、ストマを造設した者	身体に装着し排泄物をつめる用具（蓄便袋、洗腸用具、皮膚保護剤）	—	月額 8,858
	ストマ用装具 （蓄尿袋）	給付	膀胱機能障がいがあり、ストマを造設した者	身体に装着し排泄物をつめる用具（蓄尿袋、皮膚保護剤）	—	月額 11,639

	紙おむつ等	給付	人工肛門、人工膀胱を造設している者で、ストマの変形又は治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない者 脳原生運動機能障がい の身体障害者手帳を所持する者	紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品	—	月額 12,000
	集尿器	給付	膀胱機能、下肢機能及び体幹機能障がい者及び3歳以上の身体障がい児（神経因性膀胱が認められる者若しくはカテーテルを留置している者に限る。）	排尿を自分の意思で調整できない常時失禁状態にある者の集尿のための用具	1年	8,500
住 宅 改修	居宅生活動作補助用具	給付	下肢機能、体幹機能障がい者等（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がい）を有する身体障がい者及び学齢期以上の障がい児で、等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替	障がい者等の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの ・手すりの設置 ・スロープ等の設置（床段差の解消） ・滑り防止及び円滑な移動のための床又は通路面の材料の変更	—	1人につき 1回を原則とする 200,000

			えを行う場合は、上肢機能の障がい等級 2 以上の者) 又は難病患者等(下肢機能若しくは体幹機能に障がいのある者)	・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修で市長が必要と認めるもの		
--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 (第54条、第68条関係)

1 移動支援事業

(1) 身体介護を伴う場合

ア 所要時間30分未満の場合 2,300円

イ 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 4,000円

ウ 所要時間 1 時間以上の場合 5,800円に所要時間 1 時間から計算して所要時間30分を増すごとに820円を加えた額

(2) 身体介護を伴わない場合

ア 所要時間30分未満の場合 800円

イ 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 1,500円

ウ 所要時間 1 時間以上の場合 2,250円に所要時間 1 時間から計算して所要時間30分を増すごとに750円を加えた額

(3) 夜間（午後 6 時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前 6 時から午前 8 時までの時間をいう。）に支援を行った場合は、1 回につき前 2 号の規定により算出した額に当該算定した額に100分の25を乗じて得た額を加え、深夜（午後10時から午前 6 時までの時間をいう。）に支援を行った場合は、1 回につき前 2 号の規定により算出した額に当該算出した額に100分の50を乗じて得た額を加える。

(4) グループ支援を行う場合

複数の障がい者等への同時支援を行った場合は、1 回につき前 3 号の規定により算出した額に当該障がい者等の人数を除して得た額とする。（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）なお、当該支援を行う場合は、支援従事者 1 名につき利用者 3 名までを範囲とする。

2 日中一時支援事業

(1) 所要時間 4 時間未満の場合

ア 区分 1 2,300円

イ 区分 2 2,000円

ウ 区分 3 1,500円

(2) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合

ア 区分 1 4,000円

イ 区分 2 3,500円

ウ 区分 3 2,500円

(3) 所要時間 8 時間以上の場合

ア 区分 1 5,800円

イ 区分 2 5,000円

ウ 区分 3 3,600円

注 1 重症心身障がい児（者）（重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している障がい児（者）をいう。）である利用者に対し、医療機関である地域生活支援サービス事業所において日中一時支援事業を行った場合は、上記の規定に関わらず、所要時間 4 時間未満の場合は4,860円を、所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合は9,720円を、所要時間 8 時間以上の場合は14,580円を算定する。

2 利用者の心身の状況、介護を行う者又は障がい児の保護者の状況等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対し、その居宅と地域生活支援サービス事業所との間に送迎を行った場合は、片道につき540円を前 3 項により算出した額に加算する。

3 訪問入浴サービス事業

入浴回数 1 回当たり 12,500円

別表第 3（第102条関係）

種別	区分	対象者	利用者負担上限月額
受給者が 18歳以上 の場合	生活保護	生活保護受給世帯	0円
	低所得 1	市民税非課税世帯で受給者の年収が80万円以下の者	0円

	低所得 2	市民税非課税世帯で低所得 1 に該当しない者	0 円
	一般 1	市民税課税世帯で市民税所得割額が16万円未満の者	9,300円
	一般 2	市民税課税世帯で一般 1 に該当しない者	37,200円
受給者が 18歳未満 の場合	生活保護	生活保護受給世帯	0 円
	低所得 1	市民税非課税世帯で主たる生計維持者の年収が80万円以下の者	0 円
	低所得 2	市民税非課税世帯で低所得 1 に該当しない者	0 円
	一般 1	市民税課税世帯で市民税所得割額が28万円未満の者	4,600円
	一般 2	市民税課税世帯で一般 1 に該当しない者	37,200円

注 1 受給者が18歳以上の場合の世帯は、本人及び配偶者とする。

2 受給者が18歳未満の場合の市民税所得割額は、当該世帯に属する各世帯員の市民税所得割額の合算額とする。